

高病原性鳥インフルエンザ及び 低病原性鳥インフルエンザ対策の 徹底をお願いします。



渡り鳥の飛来する冬前に、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策を強化しましょう。

飼養衛生管理基準を守りましょう

高病原性鳥インフルエンザの発生予防のためには、各農家におけるウイルス侵入防止措置が極めて重要です。特に、

消毒の徹底

- ・車両、畜舎の消毒を徹底する

※裏面に消毒方法例示有り

野生動物対策

- ・防鳥ネットの修復、害虫駆除をしっかりと行う

飲水対策

- ・池の水や井戸水を使用する場合には消毒して使用する

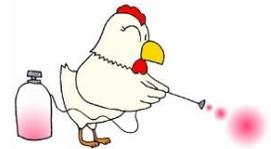
人・車両の出入り

- ・人、車両の出入りを記録し、保存する
- ・関係者以外を畜舎にみだりに立ち入らせないようにする

を重点的にチェックしましょう。

早期通報

家畜に以下に示すような症状があったら、
すぐに家畜保健衛生所へ連絡して下さい。



症状

- ・チアノーゼ
- ・沈うつ
- ・卵墜

など、鳥インフルエンザの疑われる個体が出た場合

死亡羽数

1鶏舎において、1日の死亡羽数が直近3週間の平均死亡羽数の**2倍以上**となった場合

死亡率

1鶏舎において、5羽以上がまとまって死亡している、うずくまっている等異常な状況を確認した場合

中央家畜保健衛生所（西濃総合庁舎内）

〒503-0838 大垣市江崎町422-3

TEL: 0584-73-1111 (内線314) FAX: 0584-73-4422

E-mail: c24502@pref.gifu.lg.jp



ウイルス侵入防止のための消毒方法

① 車両の消毒

● 車両内部

- ・運転席のマット消毒
- ・ハンドル、ペダルの消毒
- ・荷台の消毒

～車内は、消毒液に浸した布や消毒噴霧器等を使用して清掃しましょう～

● 車両外部

- ・タイヤの消毒

～タイヤ周辺は汚れが付きやすいので、簡易消毒器やブラシを使用～

② 畜舎の出入り口における消毒

- ・消石灰等の消毒薬の使用
- ・消毒槽の設置

～有機物を十分に除去し、消石灰帯を設けるとともに、ビルコン等の踏み込み消毒槽を設置する～

※ブーツカバーを着用しても可

③ 手指の洗浄又は消毒

～石鹼やアルコールスプレーを用い、手指の洗浄、消毒を行う～

※使い捨ての手袋を着用しても可



消毒用噴霧器



踏み込み消毒槽



ブーツカバー